

○開催日時 平成30年7月23日(月) 18時30分～20時00分

○開催場所 サントピア大竹 1階 会議室

【開会 18時30分】

◆次第3. 新しい委員および事務局紹介

委員および事務局が自己紹介した。

◆次第4. 協議事項および報告事項

(1) 大竹市知的障害者支援事業誘致について

(事務局) 本日配布させて頂いた資料を見ていただければ、と思います。2年前より話をさせて頂いておりました、プロポーザルの選定、評価者になって頂きたいとの話で、前回の会議で承認頂いた件の委嘱状を封筒に入れております。氏名などのご確認をお願いいたします。

今回の募集について、説明をさせていただきます。募集要項をご覧ください。プロポーザルの趣旨について説明させていただきます。本市には、障害者が自立して、地域で生活する為の施設等が不足しており、特に知的障害者のグループホーム等の整備が前々から強く熱望されておりました。昨今、学校の統廃合が進み、まだ使用できる校舎等が活用されず残っています。その校舎等を活用して、要望が多い知的障害者を支援する事業者を誘致し、今後、国から整備するように言われている、地域生活支援拠点となりうるような事業者を、誘致したいと思ひ、プロポーザルさせていただくことを、趣旨としております。

事務局については、福祉課障害福祉係が担当窓口となっております。

公募条件、基本事項として、土地、建物を貸与するにあたりプロポーザルにて選定したいと考えております。学校が統廃合で空き状態になっておりますので、地域住民としても活性が望まれています。地域住民との連携・活性をプロポーザルの中に盛り込んでおります。それを提案してください、としております。土地・建物については現状有姿で貸し付けます。市として整備することはないです。今あるものを来る事業者が直してください、とします。改修等に関しては、大竹市内の業者を優先的に、採用に関しても市内の人を優先的に採用してくださいとお願いを記載しています。

事業者の資格要件について、今回は社会福祉法人に限定して募集しております。行ってもらふ事業は6事業掲げています。2年以内に行ってもらふ事業は日中一時支援事業。その後3年以内に相談支援事業、グループホーム・ショートステイ、生活介護、就労継続支援B型の事業の中から2事業。5年以内にすべての事業を行ってもらふことにしています。グループホームについては、今回の誘致先の松ヶ原小学校の住所が廿日市になり、居住の建物を作ると廿日市との関係が難しくなるので、グループホームに関しては大竹市内の他のところに設けてもらう条件となっております。上記の事業の内、知的障害者を対象とした事業を3つ以上の実績があり、社会福祉法人として10年の実績があることが条件となっております。法人の本部が広島県、山口県、島根県の3県の中にあることを条件としています。何故3県かという、本部の確認がすぐ出来るところで上げさせてもらいました。最近では東京や関西に本部がある事業者がいますが、そこが来られても、確認や評判が把握できないので、すぐにでも状況が解る3県を条件にしました。

次に物件に関する事項ですが、旧松ケ原小学校を貸与することで出しています。校舎と体育館すべて一括です。貸与期間は契約後、平成36年3月末までを一区切りとしています。それ以降については、協議としています。使用料は無償で貸与としています。物件に関しては、現状有姿のまま貸すので、改築、改修等の整備は決定した業者がご自分で行うこととなっています。ただし、改築等に関しては市の許可を得て改築を行ってください、ということになっています。貸付物件において、6事業だけ行うには松ケ原小学校では大きな施設になっております。市としては地域の拠点になってもらう以上、今後の展開、その法人がどのような事業をやりたいのか踏まえて判断したいと思っています。例えば、将来は高齢になった障害者の事業を行いたい。子どもの療育的な事業を行いたい、などの提案を行っていただきたいと考えています。それも評価の対象としてもあげています。その他、禁止事項の記載があります。

次に、スケジュールについてです。7月17日に募集が開始されています。募集要項の配布期間は8月31日まで。現地見学会の申込、現地見学会が8月31日までとなっております。質問に対する回答期限は9月12日、企画提案書の受付は9月13日から9月21日までとなっております。提案書に基づいてプレゼンテーションを行っていただくこととなりますが、日程については、本日机に置いております日程調整票で皆様の都合をお伺いし、日程を決定したいと思います。8月末までに提出していただき、日程を提示させて頂きそこで、プレゼンテーションを行い、採点を行っていただきたいと思っています。それを個別に回収し、採点を集計し、それを基に、契約最終候補者を市長が決定するということとなります。その後、仮契約を行い、無償貸与になりますので、議会の承認が必要になります。

12月議会で承認いただければ、12月後半に本契約が成立するということとなります。

次に6ページをご覧ください。提出書類の記載事項および添付書類があります。

まず、基本構想。6事業は必ず実施してもらいますが、今回どういふことをやっていくかということ。それから施設利用計画。建物・設備等の改修計画の内容を記載していただきます。今回は、お風呂をつけるという条件を付けていますので、小学校を改修して、お風呂をどの様に付ける、ということも記載していただきます。

2番目に、障害者への配慮です。学校なので、2階以外はバリアフリーになっていますが、いろいろ提案があると思います。

3番目に、地域連携です。今後地域で障害者が暮らしていくということが前提にありますので、今回、地域との関係についても力を入れていくために、この点を求めています。

次に管理運営。やはり、しっかりした体制の事業者でなければ、信頼に値しないので、認められないところです。

そして、独自性・市福祉事業への貢献です。6事業以外に何を考えているかというところを提案してもらいたい。来たら、市としてこのようなメリットがあります。というものを提案してもらいたいです。市としても例えば福祉避難所が少ないということがありますので、そういうものをやってもらえれば助かると思います。

特記事項ということで、施設利用においてアピールしたいことを書いていただきたい。

(2) 資金計画書、どういう資金計画を持っているかということです。

(3) 事業経歴書、法人としてどういう実績があるかということを出していただきます。参加資格が確認できる書類を付けていただきます。

続いて7ページです。応募に関する留意事項、選定方法、資格喪失について記載しております。プレゼンテーションの実施ですが、何社来るかわかりませんが、1社当たり40

分以内を想定しております。

8ページには評価基準を定めております。先程説明させて頂いた企画書をこの採点方法で判断してもらいたいと思います。基本事項、障害者への配慮、地域連携・地域貢献、管理運営、独自性・市福祉事業への貢献、特記事項、資金計画です。配点についてですが、ウェイトが基本事項、地域連携・地域貢献、資金計画は基本的には内部の運営方法、地域の連携と法人としての安定性を重視して2倍となっています。評価区分は5段階となっております、評価方法は後程説明いたします。

次に9ページの契約に関する事項についてです。今回無償で貸与することになっておりますので、予定者を決め、仮契約をし、議会の議決をもって改めて本契約をする事が書いてあります。

プロポーザルの審査方法について説明します。今回の審査については、評価者が公平かつ公正を期するため、提出書類やプレゼンテーションの内容等を評価項目ごとに点数化して総合点数により評価し、それを参考にして市長が審査し選定する、ということになっています。評価の主体は、市長が指名した有識者等を評価者とするとし、今回自立支援協議会の委員さん個人に対して、個別に委嘱させて頂き、プロポーザルで点をつけ、そのまま回収し、その場での話し合いは特に行わず点数を参考に市長が決める事になります。

審査方法について説明します。市長が指名した有識者等が評価者となり、プレゼンテーションでの説明を踏まえ、各企画提案者の提案を評価項目ごとに評価区分に従って5段階評価で行います。各評価項目の点数は、評価区分の点数に当該評価項目のウェイトを乗じて算出し、すべての評価項目の点数の合計を当該評価者が採点した点数とします。そして、各評価者が採点した点数の平均点を当該企画提案者の点数とします。上位2位までの点数および下位2位までの点数は除外とします。現在14人の委員さんがいらっしゃいますので、間の10人の平均点を取り、それを評価の点数とします。なお、最高得点を得た企画提案者が2者以上いる場合は、各評価者の意見を聴いた上で市長が順位を決定します。

契約候補者として選定した事業者と仮契約に係る協議が整わなかった場合は、改めて次点の企画提案者を契約候補として選定することとします。1番目に選ばれ、内容確認をしていく途中で、実は実施できないと解った場合は、契約は行えないので次点の候補者となります。

次に、公募条件を満たしている企画提案者がいなかった場合またはいずれの企画提案者も市が期待する水準、50点満点中概ね30点以上に達していなかった場合は、普通にも満たないこととなりますので、契約候補者を選定しない事があります。

審査結果の公表についてですが、原則として公開します。個人情報・企業秘密等を侵害する恐れがあると認められる部分については、企画提案者と協議のうえ非公開とするしております。

審査の点数はその場では集計しません。落札者を自立支援協議会での報告となると次回の自立支援協議会の12月または1月になると思います。もし早く結果を知りたい場合は、10月のプレゼンテーションが終わったのちにホームページ上で公開させて頂くとおもいますので、お手数ですが、そちらをご覧ください。

審査の流れについてですが、広告、募集要項の配布、質問を7月17日から8月31日。応募書類の受付を9月13日から9月21日。本日7月23日、第1回大竹市地域自立支援協議会にて評価者の委嘱、今後のスケジュールについて説明させて頂きました。9月13日から21日に受付し、その決定の中で書類を提出いただきます。書類の中には、候

補者を特定できないよう、法人名の情報を消したものをプレゼンテーション前に委員さんに見ていただき、その後、プレゼンテーションを受けていただこうと思っておりますので、書類が整いしだい、お送りします。

当日はその書類を持ってきていただき、採点していただき、持ってきた書類と採点表を回収させていただきます。評価者から提出された採点結果を参考にして、市長が契約候補者を決定した後、契約内容の確認を行います。

選定した事業者と仮契約をし、選定結果の公表をホームページ上で行います。議会の議決により本契約。との流れになります。簡単な流れではありますが、説明させて頂きました。

(委員長) ただいま、説明がありました「大竹市知的障害者支援事業誘致について」何か質疑や意見等がありますでしょうか。

(委員) 12月に最終決定するとは思いますが、実質的には来年春の開所予定と思って良いでしょうか。

(事務局) 工事等を必要としない事業であれば、相談支援の事業は、現状の校舎でできると思いますので、春を待たずに、一番早く始められると思います。それが無理でも、だいたい春までには何か始めてもらえるのではないかと思います。

(委員) 全体像はこれですか。見取り図等はないのでしょうか。

(事務局) ホームページ上に見取り図、外観の写真、地図を公表しております。内部の写真は掲載していません。見学会で確認して頂くようになっています。

(委員) 知的障害者と断っているんで、療育手帳所持と考えるのか。また、身体、精神の障害者は対象としないのでしょうか。

(事務局) 障害者のサービスについて、以前は知的障害者更生施設や身体障害と障害名が付いていましたが、冠が取れ、現在は対応できる事業者なら、3障害の受け入れを行ってもらえるようになってます。できなければ1障害のみとなっています。今回募集で、障害者支援施設とうたってしまうと、今回市が望んでいる知的障害者を主とした、施設が来てもらえない可能性があります。今回は主に知的障害を行ってもらえる所を求めているだけで、身体障害や精神障害の人が来ることは拒む事はありません。

(委員) 耐震についてはどうですか。

(事務局) 耐震の新基準以降に建てられている建物なので、大丈夫です。

(委員) 交通手段があるところですか。自力で行えるのか、送迎が必ず必要になるところですか。グループホームが別の所にできるのでしようが、他の事業所がそこへの送迎が可能となるのでしょうか。また、B型の事業も行うと思うのですが、大竹市としてのB型の利用状況。需要としては見込みがどのくらいあるのでしょうか。

(事務局) 立地条件としては、公共交通はバスが日に何本か出ている程度です。障害者支援施設としては通所加算が通所の施設には付きますので、送迎については行うと思っております。自力で行くとなると、車かバス、バイクとなりますが、バスは日に数本なので、現実的ではないと思います。基本的に通所の方を対象としていますので、通所の送迎を行わない事業所を見たことがないので、加算が付くのでどの事業所でも行ってもらえると思います。利用状況、需要ですが、市内には3事業所があります。さつき作業所が主に知的障害が多い事業所で23人。レオーネでは生活介護、B型を10人。アイビー作業所は精神障害の方を主にしているB型の事業所となっています。現在の状況を考えると、23人と10人

で30人程度の方が大竹市内の事業所へ通所しています。それ以外に、廿日市、岩国のB型、に通所している方がかなりの人数いると把握しています。知的障害者の人数が200人いるので、市内に通所している方が30人程度、なので10倍に近い数の障害者がいると考えます。皆様が気に入る事業展開をしてもらえれば、通所してもらえと思っています。グループホームを持っている事業所が市内にはないので、グループホームを持つ事業所が来ることはある程度の人気になると想定しております。

(委員) 委員が評価者となるとおもってよいのでしょうか。

(事務局) その通りです。委員会に審議をお願いするのではなく、委員さんに個別に評価者を委嘱しています。

(委員) 委員になっている社会福祉法人はプロポーザルに参加できないということですか。

(事務局) 委員さんになっている法人が参加することになったら、委員さんに辞退をお願いすることになります。

(委員) 山口県知事の許可を得た社会福祉法人ができるのでしょうか。

(事務局) 特に問題はないです。改めて広島県に事業所許可申請を行わないといけません。県に事業申請を行ってもらえば問題ないです。

(委員) 就労の事業所をここで展開したいと思っている事業所は、様々な事を知りたいと思っています。市内の状況を教えてほしいと言われると思います。市内には、閉じこもっている人が沢山います。それについては、行政は把握していないと思います。そのような情報の開示請求があった場合、どの程度まで開示していいのでしょうか。

(事務局) サービス利用等していないと、市は把握できません。手帳所持者や年齢等は教える事ができるとおもいます。個人情報なので、サービス利用状況、傾向等についての情報になるとおもいます。まったく利用していない人や引きこもっている人については把握が難しい状況です。

(委員) 来たい人はやってください。と言うことですが、本当に来たい事業所があるのでしょうか。

(事務局) 問い合わせは公募前に4件。公募後には1件きています。ので、少なくとも1件は来るのではないかと考えております。

(委員) B型の工賃の額に応じて報酬が変わってくると思いますが、工賃の目標、評価、あるいは、どのような事を行うのか、提案、それに対する評価は含まれるのでしょうか。

(事務局) プロポーザルの条件が曖昧なのは、あまり細かく書くと、評価に差が出なくなるいけないので、色が出るよう、どのような作業が行いたいのか、を含めて評価の対象にしている、細かく書いていません。事業者の思いを提案してもらいたいと思っています。

(委員) 一番必要なのはA型かと思うのですが、そちらにむけての可能性が含まれているのでしょうか。

(事務局) 今回、お願いしている事業は廿日市にはある事業なのですが、廿日市でも許容範囲を超えている現状があり、また市内には、何もなくてどうしたらよいのかと言う方がいらっしやいますので、そのような所から行ってもらいたいと思います。就B型・生活介護は障害者事業の中では比較的採算がいい事業なので、とっかかりやすい事業となります。そこから行ってもらい、将来的にはA型事業、児童発達支援、老人の障害者について行ってきたいというのを提案してもらい、評価対象としたいと思います。

最後に、委嘱させて頂いたので守秘義務が発生します。参加法人関係者であれば、委員を辞退していただくようお願いいたします。自立支援協議会の委員が審査することが外に出

た場合、法人から接触があった場合は、適切ではないので、ご報告をお願いいたします。

(2) 部会活動の報告および(3)平成29年度相談支援事業の実施状況・相談件数について

(委員) 資料4-1について、市町村における相談支援についてですが、相談支援を利用している障害者等の人数について、精神障害の方が圧倒的に多いのですが、実数としての数なんだらうと思いますが、身体障害の方が結構いると思いますが、利用されている方は少ないということなのか、もしくは、知的障害の方が200人いると聞きましたが、1割以下の利用なのか、という確認。精神障害の方はかなり利用されているという認識でよろしいのでしょうか。

メールについてですが、メールという手段があるにも関わらず、0件というのは、利用がないのか、利用ができないのか、利用する仕組みがないのか。

ピアカウンセラーという項目があるのですが、0件というのは具体的に何か動いている物なのか。

就労に関する支援について14件ありますが、なんらか就労に結びつくような支援だったのか、を教えてください。

(事務局) 人数について回答します。身体障害16、知的障害22、精神障害159なのですが、みらい、社協、福祉課でサービス以外の相談窓口を設けています。サービス利用のない人が相談に行った時に、カウントしています。知的、身体の方はサービスに繋がっているので、相談支援事業所で相談を受けると、件数的には少なくなっています。精神に関しては、まだ、サービス利用者があまりいないので、特にみらいでは日常的な相談、サービス以外での相談にのることが多くなっています。身体、知的に関しては件数が少ないことになります。

メールの件ですが、広報やホームページにはアドレスを掲載しております。なかなかメールでの相談はありません。数年前にはろうあの方、電話だと精神的ストレスがあるのでメールで、という方がいらっしゃいました。精神的ストレスをお持ちの方は転出され、ろうあの方は最近窓口に来られるのでメール利用が0件となっております。

就労についてですが、県外から市の親戚を頼って戻ってこられた件の相談でした。帰ってきて働かなければいけないのだが、精神状態が安定せず、どうしようか…と聞いて欲しい相談でした。その親戚の方が事後報告してくれる関係で繋がっています。現在、本人は、就労につながっています。

ピアカウンセラーについてですが、この様式が国指定のものなので、大竹市としてはピアカウンセラーを行っていないので、実績がないです。

(委員) 身体、知的の方は他に相談できる所がきちんとあるということなのでしょう。

(事務局) そうです。サービスを利用するに当たり、大竹市では必ず相談員をつけなければならないので、サービス利用者であれば、計画相談員がついています。その方は相談件数には上がっていません。

(委員) 同様に精神の方もそうなれば件数が減って行くと思うのですが、精神の方は毎回件数が多いのですが。

(事務局) 精神の障害サービスがそんなにないということと、障害の特性的に難しい状況があります。定着することが精神の方は難しいです。就労支援も行っていますが、計画相談とは違い、日常生活の中で就労したい希望があれば、ハローワークに相談するなどしています。クローズでお願いします。という難しい相談もお願いしながら動いています。なかなか定

着は難しい状況です。計画相談を通して A 型事業所へ行っても、3人が A 型へ通所しましたが、2人の方がリタイアしました。一進一退の状況です。一度就労へつなげて、辞めて、もう一度チャレンジという状態になっています。

(委員) 身体障害者でひとくくりにはしているのですが、身体障害者部会が直面している問題なのですが、ひとくくりにされるのは国の方針ではありますが、身体障害者は枠が広いので、どの範囲で相談を受けたらよいのか。身体障害の枠が広く、資料 3-6 の部会活動で困っている事にも記載しましたが、幅が広すぎて、一般的にひとくくりで報告するのがいいのかどうか疑問に思う所です。もう少し、相談の 14 件について内容的なものを分類することができないのでしょうか。身体障害者と言いながら、ろうあ、難聴、怪我による障害。様々いらっしゃいます。どのような方がどのような問題を抱えているのか、相談支援の分類では細かく分けていただけたら助かります。公表が難しいようでも把握しておいてもらえると、私共も活動しやすくなります。

(事務局) 障害の特性が違うので難しいとは思いますが、この報告に関しては、国が定めた書式になっているので、変更するのは難しいのですが、身体障害者部会と言わず、障害別に部会を立ち上げてもらうことは可能だと思います。例えば聴覚障害者部会、肢体不自由部会、内部障害者部会など。障害の特性に合わせた下部組織を作ってもらって構いません。特性ごとの各部会が話合った内容を身体障害者部会に上げてもらい、その後、身体障害者部会から自立支援協議会へあげてもらうことも選択肢だと思います。ただし、完全に独立してしまうとお互いの障害理解も必要かと思しますので、障害が違っていても身体障害というくくりが必要だと思います。

(委員) 障害者部会でお互いの話がかみ合わない事がある。勉強会で相手の障害を理解することを行っていかうと思っています。どのようなコミュニケーションの手段があるのか。そこもわからないので、その事を学んで行こうと思っています。各会合があれば積極的に参加してこうと考えています。

例えば、ろうあの方がどのような活動を行っているのか、報告がないとわからないので、障害者部会と言っているが、どの程度皆様にわかってもらえているのか悩みではあります。また、個人情報の縛りがあるので、皆さんがまとまって個人的に行っている状況があります。個人的な事ではなく、ある程度、こんなことがあった等の話をしてもらいたいと思っています。一般の人にはわからないので、障害についての理解を皆様に知っていただくための手立てを考えて頂いたら、と思います。

(事務局) 合同部会を年に 1 回は行いますので、積極的に参加していただき、交流して頂けたらと思います。市では個人情報なので、リスト等は配布できませんので、その際に名刺交換等を行い、情報交換を行っていただければと思います。

#### ◆次第 5. その他・情報交換

(委員長) 委員の皆さまからの報告事項・情報等がございましたらご発言をお願いします。

事務局から何かありますか。

(事務局) 先日、送付しております、平成 30 年度広島西特別支援学校オープンスクールのお知らせをご覧ください。広島西特別支援学校は県内唯一の病弱教育を担う特別支援学校となっております。毎年、この時期にオープンスクールを開催しております、委員の皆様にも案内してください。と頼まれております。今週の金曜が日程となっております。申し込み締め切りが 7 月 19 日となっておりますが、前日までに問い合わせいただければ参加可

能となっておりますので、皆様ご参加ください。

最後になりましたが、審査委員になったこと自体も守秘義務になっておりますので、他言しないようによろしくお願いいたします。また、今回自立支援協議会の委員の皆様にご依頼したことを公表しておりませんので、気を付けていただければ、と思います。

今回の地域自立支援協議会の開催日程については、協議会は12月か1月頃になります。その前に、配布している日程調整票にてプレゼンテーションを開催したいと思っておりますので、8月31日までに回答を頂きたいと思っております。それによってプレゼンテーションの日程を決定させていただきます。できれば全員の委員さんが参加できる日程で調整したいと思っております。ご協力の程よろしくお願いいたします。

(委員) 日程調整表は各自が送るということですか。

(事務局) そうです。FAXないし、郵送にて返答を頂きたいと思っております。

(委員長) 以上をもちまして平成30年度第1回大竹市地域自立支援協議会を終了いたします。皆さま、ご協力ありがとうございました。

【 19時43分 閉会 】